

[事案 26-20] 損害賠償請求

・平成 26 年 12 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に募集人から、税務申告の必要のない保険であると説明されていたことを理由に、所得税、延滞税等相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 3 月、自分を被保険者、配偶者が代表者を務める法人を契約者として、遡増定期保険を契約した。

しかし、その際、募集人から以下の誤った説明があったために、個人としては解約返戻金の税務申告をせず、所得税、加算税、延滞税等を追納する損害が発生したので、追納税相当額の損害を賠償してほしい。

- (1) 契約後 3 年経過の直前に契約者を個人に名義変更した場合、その保険を安く買い取ることができ、3 年経過した直後に解約した場合、払込保険料の 90%以上の解約返戻金が受け取れる。
- (2) 払込保険料が解約返戻金よりも多い「損している保険」なので、税務署に支払調書が行くことはない。また、この件で、裁判所で「申告しなくて良い」との判決が出た。

<保険会社の主張>

代理店の募集人は、税務については担当税理士に相談するよう説明し、税務の質問に対しての返答は避けており、申立人の主張するような説明は行っていないので、申立人の請求に応じることができない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、従前の契約者である法人の代表者（申立人配偶者）、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、契約時の募集人の誤説明により、所得税、加算税、延滞税等相当額の損害を被ったことを理由に、不法行為（民法 709 条、保険業法 283 条）にもとづく損害賠償を求めているものと判断する。

2. 以下のとおり、募集人に誤説明があったことを窺わせる客観的な証拠がなく、誤説明は認められないので、申立人の主張は認められない。

- (1) 募集人は事情聴取において、申立人配偶者から「契約者を個人に変更して解約返戻金の支払いを受ければ個人は課税されない」との見解について意見を聞かれたことはあるが、これに対しては「税理士に確認してほしい」と回答したのみである旨供述している。
- (2) 同様に募集人は、契約時、裁判例に関する説明は一切していない旨供述している。
- (3) 申立人配偶者は、募集人から誤説明があったと主張し、その根拠として、平成 25 年ころに当該説明に沿った裁判例を募集人から提示されたことを主張するが、以下の理由により、平成 19 年の本契約加入時に、同裁判例に関する説明をしたとは考えられない。

- ①証拠提出のあった裁判例は、必ずしも申立人の主張に沿う内容のものではない。
- ②そもそも、同裁判例の第一審判決の言渡しは本契約加入時よりも後である。
- ③申立人は事情聴取において、証拠提出のあった裁判例以外にも別の裁判例があった旨の供述をするが、事情聴取後も別の裁判例に関する資料の提出はない。

【参考】

民法 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

保険業法 283 条（所属保険会社等の賠償責任）

所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2～4 （略）